

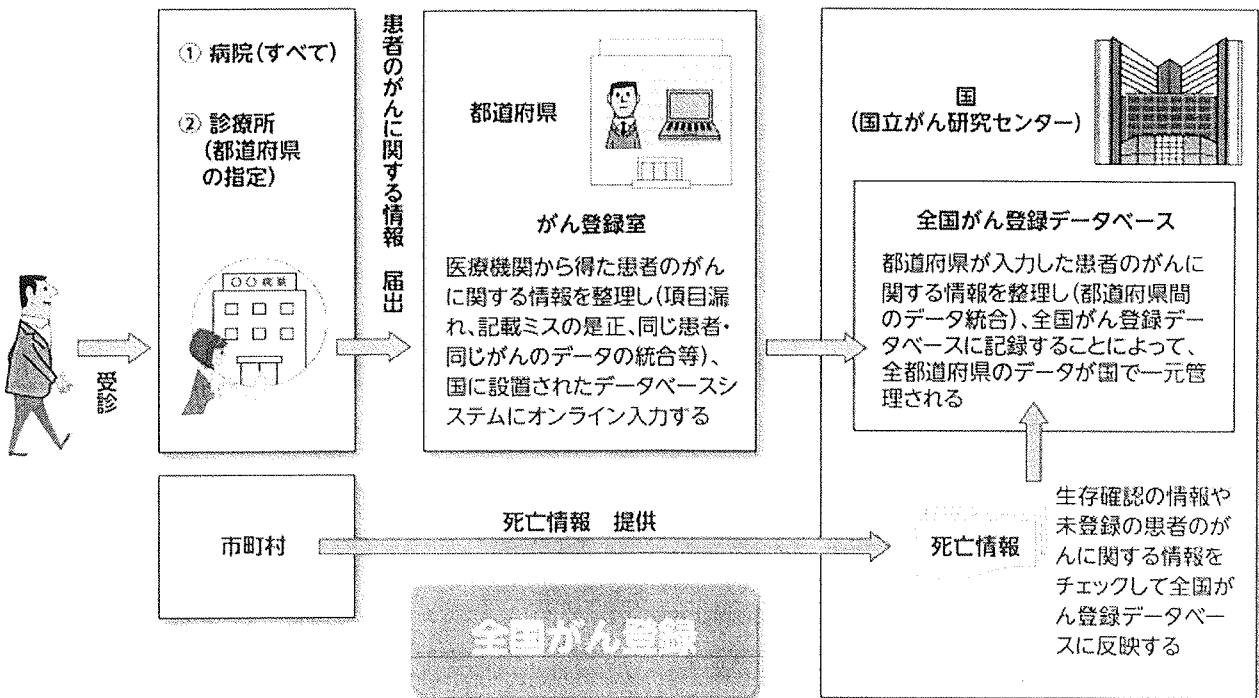
## 「全国がん登録」制度の施行について

がんの罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握・分析し、がん対策の充実やがん医療の質の向上に役立てていくため、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号）に基づく「全国がん登録」制度が平成 28 年 1 月 1 日から施行される。

### 1 「全国がん登録」制度の仕組み

これまでは、「地域がん登録」として各都道府県が独自に協力医療機関（本県では 25 病院が協力（平成 26 年度））から収集・分析していたがん登録情報が、「全国がん登録」制度の施行に伴い、全ての病院（診療所は手上げ方式）が対象となり、都道府県の「がん登録室」を経由して、国立がん研究センターに設置される「全国がん登録データベース」に一体的に整理・保管されることとなる。

#### 全国がん登録制度の仕組み



### 2 本県の地域がん登録の状況と「全国がん登録」制度への対応

本県では、昭和 62 年以降にがんと診断された患者を対象に「地域がん登録」を行っている。本事業においては、がん情報の登録業務を（公財）富山県健康づくり財団 富山県健康増進センターに委託し、登録室を設置している。

「全国がん登録」制度の施行にあたり、制度の円滑な運営に資するため、「地域がん登録」と同様、（公財）富山県健康づくり財団 富山県健康増進センターに「がん登録室」を設置し、対応する予定。